

除雪オペレーター資格取得助成金 募集要項

公益財団法人青森県建設技術センター
令和8年8月1日

この募集要項は、除雪オペレーター資格取得助成について、除雪オペレーター資格取得助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、必要な事項について記載しています。

1 対象となる経費

除雪オペレーターの確保を図るため、除排雪業務を受注する事業者（以下「事業者」という。）が除雪オペレーターに必要な資格取得のために支払った費用を助成の対象とします。

2 対象となる事業者

青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成2年3月青森県規則第18号）第8条の青森県有資格建設業者名簿に記載されている者のうち、助成金の交付に係る年度から過去5年以内において青森県発注の道路除排雪作業委託を受託していた者及びその者との間に下請承認を得ていた者とし、除雪オペレーターは、**助成対象年度の初日時点で55歳以下の従業員**を対象とします。

3 助成金の額

(1) 助成率 1の対象経費の合計額の**1／2以内**

ただし、**助成金の額は千円単位とし、単位未満の端数が生じる場合は切り捨てます。**

(2) 上限額 **1名につき18万円**とし、毎年度の予算の範囲内で助成します。

(3) 助成の対象となる経費

①免許取得費用（大型免許及び大型特殊免許（以下「大型免許等」という。）

入学金、適性検査料、学科教習料、技能教習料、特例教習料、効果測定料、教材費、写真代、検定料

②講習会受講費用（青森労働局長登録教習機関が開催する車両系建設機械運転技能講習会、（一社）日本建設機械施工協会東北支部が主催する除雪講習会）

受講費、テキスト代

(4) 助成の対象とならない経費

①免許取得費用

- 1) 消費税及び地方消費税
- 2) 免許取得に要した旅費及び交通費
- 3) 仮運転免許に係る試験手数料（受験料）、交付等手数料等
- 4) 本運転免許に係る試験手数料（受験料）、技能試験料等
- 5) 延長補習教習料

②講習会受講費用

- 1) 消費税及び地方消費税
- 2) 講習会受講に要した旅費及び交通費
- 3) 除雪講習会再受講に係る受講費

(5) 助成の対象となる期間

当年度4月1日から3月31日までの間に3(3)の助成対象経費を事業者が支払った実費のみを対象

なお、免許取得費用及び講習会受講費用のみを申請することも可能。また、**他機関より補助金等の助成を受ける場合は、この助成金の対象となりません。**

4 募集期間

当年度の募集開始日～12月20日（20日が休業日の場合は、直近の金曜日）

※募集開始日については、募集開始日前にホームページ及び募集要項等でお知らせします。

（令和8年度は、8月3日）

5 助成金交付の条件

助成事業者は、助成対象となったオペレーターを、交付年度又はその翌年度から起算して3年間県管理道路の除雪作業に従事させなければならない。

また、この条件を証明するため、要綱第7条第7項に規定する除雪オペレーター資格取得助成金除雪業務従事報告書（第9号様式）を、各年度の3月20日までに提出して下さい。なお、年度別、月別に従事した実績（日単位）がわかる資料の様式は任意ですが、別紙1「除排雪作業に従事させた資格取得者 従事実績一覧」を参考にして下さい。」

6 助成金の交付決定までの手続き

要綱第6条の規定により、青森県建設技術センターに交付申請書を提出して下さい。また、事業者の従業員が、県内の事業所に所属し、又は勤務していることが確認できる書類等も添付して下さい。

交付決定以降の手続きについては、要綱に定められていますので、必ずご確認をお願いします。

なお、要綱第7条第4項の規定のとおり、事業が助成の対象期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかにセンターに報告し、その指示を受けなければならない。

7 助成金の変更

要綱第8条において規定する変更とは、助成金の額が変更となる場合のことを言い、助成金の額に変更のない3(3)の項目間（①免許取得費用と②講習会受講費用）の移動については、変更には該当しないこととします。

8 実績報告

事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度4月7日のいずれか早い時期までに、除雪オペレーター資格取得助成金完了実績報告書（第6号様式）に必要書類を添付して提出して下さい。

(添付書類)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 事業者の従業員が取得した大型免許等の運転免許証の写し② 事業者の従業員が受講した講習会の受講証明書、修了証等の写し③ 事業者が大型免許等の取得費用を自ら負担したことを確認できる書類④ 事業者が講習会の受講費用を自ら負担したことを確認できる書類 |
|--|

※③の書類とは、助成事業者名の領収書、振込明細書などをいうが、必ず、3(3)①の内訳がわかる書類を添付して下さい。（様式等は任意ですが、別紙2「除雪オペレーター資格取得助成金に関する大型免許等取得費用内訳」を参考にして下さい。なお、領収書等に内訳が明示されていて、対象外の経費が含まれていないことが明確である時には、作成は不要です。

9 助成の決定の取消し及び助成金の返還

助成金を他の用途へ使用する等その助成対象経費に関して助成の交付決定の内容及びこれに付した要綱第7条に規定する助成の条件に違反したときは、助成金を交付した年度に限らず助成の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が交付されているときは、その返還を求めることがあります。

なお、要綱第7条第6項の規定については、やむを得ない理由により従事できない場合は、協議により返還の有無を決定します。

10 お申込み・お問合せ窓口

(事業内容)	青森県庁道路課 維持補修グループ	住所：青森市長島一丁目1-1 TEL：017-734-9657（直通）
(申請窓口)	公益財団法人青森県建設技術センター	住所：青森市中央三丁目21番9号 TEL：017-777-6545（代表）